

第2回 「新しい公共」推進会議 議事録

1 日時： 平成22年11月11日（木）11:45～12:49

2 場所： 官邸4階 大会議室

3. 出席者：

（委員出席者）

- 小澤 浩子 東京都赤羽消防団副団長
- 加藤 好一 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長
- 金子 郁容 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
- 兼間 道子 特定非営利法人日本ケアシステム協会会長・新しい公共をつくる市民
キャビネット共同代表
- 北城 恪太郎 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
- 黒田 かをり CSOネットワーク 共同事業責任者
- 佐野 章二 ビッグイシュー日本代表
- 白井 智子 特定非営利活動法人トイボックス代表理事
- 高橋 公 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長
- 坪郷 實 早稲田大学社会科学総合学術院教授
- 寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授
- 中竹 竜二 財団法人ラグビーフットボール協会コーチングディレクター
- 西田 厚聰 株式会社東芝取締役会長
- 早瀬 昇 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事、特定非営利活動法人日
本NPOセンター副代表理事
- 藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、一
般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長
- 向田 映子 女性・市民コミュニティバンク理事長
- 山口 誠史 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)事務局長・理事

（政府出席者）

- 仙谷 由人 内閣官房長官
- 玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）
- 五十嵐 文彦 財務副大臣
- 逢坂 誠二 総務大臣政務官
- 福嶋 浩彦 消費者庁長官
- 峰崎 直樹 内閣官房参与
- 宮崎 徹 内閣府本府参与

(党出席者)

松井 孝治 「新しい公共」調査会会長代行
辻元 清美 「新しい公共」調査会副会長
細野 豪志 「新しい公共」調査会事務局長
西村 智奈美 「新しい公共」調査会事務局長代理

4. 議題：

- ・ 政府の取組に対する提案について
 - ・ 意見交換
-

○金子座長 朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより第2回「『新しい公共』推進会議」を開会したいと思います。

本日は秋山委員、浅岡委員、新浪委員が所用により御欠席となっております。菅総理はソウルで開催されるG20サミット出席のため、本日は御欠席されます。また、インターネットでの会議の公開、会議終了後の内閣府ホームページでの動画配信予定は前回申し上げたとおりでございます。本日はお昼の開催ということで軽食を御用意いたしましたので、適宜おとりください。

さて、ここから本番ですけれども、本日の進め方について簡単に説明いたします。今日は国会のさまざまな委員会などの日程がある中、この時間50分だけ設定いたしました。なぜこの機会に急いで第二回を開催するかと言いますと、特に税制に関して、また、予算に関して議論が進んでおり、詰めに入っております。私たちとしては是非そこに一定の影響力というか、提案をしっかりとりたいなと思ひまして、そうすると今日皆さんの御意見をいただいてまとめるというタイムスケジュールしかございません。皆さん方には私のつたない素案をお送りし、たくさん意見をいただきましてありがとうございました。それを踏まえて、今日少し書き換えてきたものが配付されております。

それを見ていただいて今日御議論いただきたい。資料1をごらんいただきまして2～3ページ目の予算というところまで、税制と予算に関してはできたら今日の議論の最後に私座長に一任をしていただき、それを税調、政府関係機関、党の「新しい公共」調査会などに私から持っていきたいと思っております。これは議論の結果次第です。

一番最後の「今後の深化」の項目に関してはたくさんの意見をいただきましたし、今、必ずしも全部決めることはないのです、今日はある程度これでいいということをしていただければ、このまま少し訂正して持って行きます。もし今回はその部分は棚上げして今後議論しようということでしたら、また次回今年中にもう一回ぐらいやりたいと思っておりますので、そこであらためてもんでいただきたい。これは別に与党の調査会等に持っていくことについて、それほど緊急性はないと思っております。

ということで、ちょっと早口でしゃべっておりますけれども、12時50分には議員の方々は立ち去らなければいけないというタイムリミットがございますので、今日はお一人2分間で、多分「なるほどなるほど」の連発になると思いますが（笑）、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

まず西田委員は今日初めて御出席でございますので、自己紹介を兼ねて御意見をいただきたいと思ひます。2分半でお願いします。

○西田委員 第1回は欠席させていただきましたので、皆さん方のいろいろな御発言も読ませていただきました。大変感銘も受けましたし、大変勉強にもなりました。

「新しい公共」への私の関心は2つございまして、1つは企業としての立場でございますけれども、企業は本業を通しましてさまざまな社会的課題への解決に貢献をしていると考えておりますが、そのほかに社会貢献活動を通じてこの「新しい公共」に貢献できる部

分があるのではないかという観点からなんですけれども、例えば当社の場合に企業理念として1番目に人を大切にします。2つ目に豊かな価値を創造します。3番目に社会に貢献しますというものがあるわけです。

大方の企業は社会貢献というものをうたっておられると思うんですが、やはりこの社会貢献活動は社会的存在としての企業の責務であると考えているところも多いと思いますし、私たちもそうとらえております。したがって、寄附活動もやっておりますし、植林活動もやっておりますし、科学教育支援活動もやっておりますし、東芝は財団という別の組織から文化的な寄附活動も展開しているわけなんですけれども、企業としての活動のほかに、当然従業員の方々が個人としてボランティア活動をいろんな地域で、全世界でやっているんですが、進めておられて、これを会社としても大変奨励をしている状況にございます。

今後は「新しい公共」という概念を読ませていただきますと、企業としましては企業の社会貢献活動も「新しい公共」に収れんするような形で、我々の活動をやっていくことが望ましいのかなという観点が1つ。

2つ目は時間がないので非常に簡単に申し上げますけれども、やはり民主主義国家におきましては民主主義という雨傘の雨漏りが大変ひどくなってきたと言われて久しいわけです。かつ公共性の概念と言いますか、公共性そのものの構造転換も各国で起こっている。私は日本でもそれは例外ではないのではないかと思います。

民主主義を担う国民一人一人の再育成は永遠の課題であるわけですが、ということはあることを行うときには個人が判断し、決断し、実行していく。こういうこと的能力を不断に高めなければいけないという意味での再育成ということですけども、これをこの「新しい公共」の創出に依存しないでやるというのなかなか難しいのではないかと。つまり「新しい公共」というのが、逆に民主主義を育てていくための今後の土台になるのではないかと強い関心があるんです。

その2つの関心から「新しい公共」の会議にも出させていただこうと考えたわけですが、御提案を読ませていただきますと大変いい内容で全面的に賛成ですし、所得税の税額控除制度の導入は是非ともやっていただきたいと思います。

ちょっと今日のテーマとは違いますが、最後の方に新しい発想による社会的イノベーションの創出が新しい成長につながるという言葉がございしますが、このイノベーションを非常に広い概念にとり、あるいは非常に広義のイノベーション、社会変革、ライフスタイル、ワークスタイルを変えるような大きなイノベーションでは必ずしもなくて、もう少し身近な、小さなイノベーションまでをコンセプトのところに含める。こういう意味でのイノベーションの創出の風土をつくり上げていく。これは日本国全体にとっても必要です。我々企業にとっても必須の課題なんです。そういうところからイノベーションが新しい成長に「新しい公共」において、つながっていくというプロセスをもう少し具体化できれば、これまた大変いいことなのではないかと思います。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方の御意見をいただきたいんですけども、ちょっと仕切りをさせていただきたいと思います。資料1をごらんください。1ページ目は基本的考え方で少し語句を変えてありますけれども、お送りした素案とほぼ同じです。

2ページ目の寄附税制に対して、2～3ページの上から3分の1は全部書き直しました。皆さんからもっと具体的にということ、それから、認定が第三者機関ではなくて自治体でやった方がいいのではないかと、自治体の地方主権もかなり強く今度は打ち出せるということで書き換えました。内容としては大きくは変わっていませんが、書き方が大分具体的になっていると思います。これは後で御議論いただきたいと思います。

3ページ目の下の方の予算は、3原則はこのまま書いてあります。予算については予算編成に関してしっかりガイドラインをつくれなどという御意見もございましたけれども、当面はこの形にさせていただいています。3ページの終わりまで先ほど申し上げたように議論できたらまとめをして、あとは座長に一任させていただいて来週早々にでも政府、与党の方に持っていければと思っています。

4～5ページに関しましては先ほど言ったようにこれからのことで、これはいろいろ御議論があると思いますので、とりあえず最初の御意見は基本的考え方もありますけれども、主に寄附税制について、予算についていただければと思いますので、ちょっとこれから厳格に1人2分でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どなたでも結構でございます。早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 私は資料6で黒田委員、山口委員と一緒に議論し合って提案をまとめまして、1ページ目にあります「民による民の評価」に関する部分で、私は第三者機関の導入に反対のメッセージを出したのですけれども、金子座長の方で直していただいて大変ありがたく思っております。

そもそもパブリック・サポート・テスト自体が民による民の評価の仕組みなので、その点ではこの仕組みがいいのではないかと考えています。今回の座長のものでいいような気がしますが、情報交換に関して、御存じだと思いますが、認定NPO法人に関しては国税庁でチェックした場合には資料の謄写が認められません。閲覧しかできません。このような仕組みは今の時代、ありえないのではないかと考えておりまして、この辺りのところを御検討をお願いしたいと考えております。この文章に入れるかどうかはともかく今後の課題だと思います。

2ページ目はいろいろと書いてありますけれども、また読んでいただいて、民による民の部分の変更をしていただいて、ありがとうございます。

○金子座長 ありがとうございます。2分を守っていただくと第2ラウンドもあると思います。山口委員、どうぞ。

○山口委員 では引き続き一緒に提案をさせていただきましたので、その論点の中で1つ認定機関の地方移管についてお話をさせていただきます。私自身前職のNPOで認定作業

を事務局長としてやらせていただきまして、東京国税局にも何度か伺って、あるいは実地検査で2回ほど来ていただいたりしたんですけれども、基本的に非常に丁寧な対応をしていただいて、非常に熱心に見ていただいたんですが、どうしても税金を取り扱う方ですと活動の内容ではなくて数字が整っているかですとか、書式が整っているかですとか、そういう観点からしか見ていただけなかったのは非常に残念だなと思いました。よく内容を知っているという意味では、最初に認証をしていただくときに出した地方自治体が最適かなと思います。

また、私たちの事務所は東京にありますので、東京国税局に行くにも地下鉄に乗って30分ぐらいで行けるんですが、地方の国税局とかですと県をまたがっている場合はわざわざ隣の県まで行って、そういう認定作業をしなくてはいけないことになります。非常に労力もかかりますので、是非認定機関はそれぞれの地方自治体でということについては実現していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○金子座長 ありがとうございます。すばらしい協力体制ができておりますね。坪郷委員、お願いします。

○坪郷委員 私も、今お二人が発言されましたが、黒田委員、早瀬委員、山口委員のまとめられたものは、今ざっとしか見ていませんが、ここに重要な論点があると思います。座長の方の提案もかなり前と変わってよくなったのではないかと思いますけれども、やはり税額控除制度の導入、認定NPO法人の新しいPSTの導入、仮認定制度の導入という3つについては、市民公益税制のプロジェクトチームの中間報告でもまとめられておりますし、ほぼここはかたまったのではないかと思いますので、是非ここを今年決定して来年度、平成23年度4月の実施という期日を明記した形で、推進会議としても提案することが重要です。円卓会議から推進会議という流れがありますが、やはり1つずつ成果を出していくことが非常に重要で、寄附税制というのは今こういう関心も高まる時期にありますので、ここは是非来年度実現すると明確に書き込むことが重要だと思います。

私も基本的には地方団体、自治体が認定NPOについては認定をすることが方向的には重要だと思うんです。これはすぐには実施できないので、準備が必要であると言うならば、現在は国税庁ですから国税庁でまずは制度を導入して、準備を整えて認定については自治体という議論を煮詰めていく。そういう方向でまとめるのがいいのではないかと。

あとちょっと言いたいことがあります。まずは税制のことだけ。

○金子座長 ありがとうございます。

先ほどの時期を23年度というのは認定NPOの税額控除ですか、それともすべての非営利法人のという考えですか。

○坪郷委員 可能であれば3つの点です。

○金子座長 あと2つはPST。

○坪郷委員 新しい方式の導入と仮認定制度の導入です。

○金子座長 時期を明示したというのは複数の方々から御意見がありまして、特に、北城

さんから強くそういう意見がございました。書き込むつもりでいたんですが、いろいろ調べますと物によってどのくらい強いかということと、今どのくらい状況が整っているかということがばらばらであるので、全部書いてしまうと全部撃ち落とされる可能性もあるかなと思って素案には書いていません。今日御議論いただいて、どんどん意見をいただいて、その上で私が引き取って、書くつもりであります。一番強い形で書くつもりでありますけれども、玉砕してもしょうがないというのもあると思いますので、今日、今のようない意見を十分いただいて、これから議論していきたいと思います。ありがとうございます。

次に北城委員、お願いします。

○北城委員 既に座長の方でかなり直していただいているので、基本的にこれでいいと思いますが、まず1点目は今回は税制の見直しと予算のところだけにして、今後の進め方は今回添付しない方がいいのではないかと。余りたくさん書くと趣旨が明確にならないので。

もう既に税制のことは2ページ目に書いていただいておりますが、やはり国民による事業仕分けという言葉を入れていただきたい。要はどれがふさわしいNPOかというのは、国民が認定するんだという視点を入れていただかないと、どうしても国とか認定機関がどれが公共性があるかという認定をするという仕組みになってしまいます。そして、一人一人の国民が選ぶということと、多くの人が支持したところがふさわしい認定NPOになるんだということでは、パブリック・サポート・テストというものを明確に出すということも大切です。税額控除の具体的な数字を入れていただいたので、一般論で書くよりは数字が入った方がいいということで、基本的にこの格好でいいと思います。

○金子座長 黒田委員、お願いします。

○黒田委員 ありがとうございます。先ほど早瀬委員が言われたことに関連するんですが、やはり情報開示の徹底というのが非常に重要だと思います。今の北城委員のお話にどうもつながってくるんですけれども、必要な情報が寄附者や支援者、財団、企業等にとってわかりやすい形で開示されて、入手しやすい形で提供されることが重要だと思いますので、インターネットの活用等は前向きに検討すべきだろうと思います。

ここに書き込むかどうかというのは別なんですけど、やはり情報開示を徹底することで寄附をする側、一般の人たちにきちんと「事業仕分け」できるだけの情報が与えられることが必要です。税額控除の議論はバランスをとる必要があると思います。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。玄葉さんも何か質問がありましたら、是非お願いします。

NPOの情報開示については、私は20年ぐらい前から言っていて、インターネットの利用についても言ってきました。どれについて書くか迷ってしまって、今は入れていません。今日御意見いただいて書きたいと思います。先ほどの認定NPOのことは当たり前のことなので書きたいと思いますが、例えばこれから認定プロセスにおいて開示をする場合にはどこまでしたらいいかということが、余り大きな要求になってしまうと今度はNPO側の

負担になることもあったので、ちょっとそこで少し逡巡しておりました。それも含めて少なくとも認定NPOについては書けということなら、それはそのとおりにしたいと思いません。ほかについてどうかということも御意見をいただければと思います。

○玄葉内閣府特命担当大臣　ちなみに今の情報開示の徹底という話は、かなり国会でも松井内閣委員長がいらっしゃいますけれども、参議院の内閣委員会でも何人もの方からそういう意見は出ています。前提だという話で、そうでないと国民が選べない、決められないという話です。

○金子座長　わかりました。それは必ずどこかにきちんと書きたいと思しますので、また御意見をいただければと思います。

ちなみに仮認定というのが実現したら本当にイノベーションだと思いますが、仮認定した後の事後チェックについて円卓会議では多少の議論があって、NPO側から余り事後チェックをしないでいいのではないかという御意見もあったんですけども、それはある程度しっかりしないと国民の信頼は得られないのではないかということで、ここに書いてあるようになりました。情報開示は全く同じ理屈ではないかと思しますので、今日御意見いただければ引き取りたいと思います。白井委員、お願いします。

○白井委員　済みません本当に数字に弱いもので、座長にご質問なんですけれども。一つの事例としてなんですが、うちのNPOは不登校の事業に関しては年間予算約3,000万円で細々やっているんですが、それを何とか補強していかなければならない、持続していかなければいけないということで、市民ホールなどの指定管理を増やしていった結果、年間予算約3億円になったんです。3億となってくると認定NPO法人になるのには5分の1、つまり6,000万の寄附を年間もらわなければいけない。これは無理だということで今まであきらめてきたんです。それは今回のこの案ではやはり無理だという話なんですか。大丈夫なんですか。

○金子座長　②の3,000円以上の寄附が100名。これもいけば、それで認定NPOがとれるという提案です。これはトイボックスのためにつくったようなものでございます（笑）。

○白井委員　ありがとうございます。大変助かります。

実はもう一つ、今後の議論としてという話なんですけど、事業型NPOが増えていくだろうという流れの中で会議資料を提出させていただきました。事業型NPOにとっては勿論寄附税制も大事なんですけど、一番のネックは消費税なんです。私ども例えば池田市から不登校支援の事業委託費をいただいている。高校生からは授業料をいただいている。これにはすべて消費税がかかっております。通常であれば教育予算というのは消費税はかからないことになっています。学校法人にも消費税はかからないことになっていますが、NPOだということがかかってくるという現状がございます。

国家からすれば本当に微々たる金額なんですけれども、私たちからすればこのお金があれば子どもたちのためにどんなことができるんだろうと、本当に涙がちよちよぎれてしまうような金額なんです。教育費云々に関しては、もしかしたら財務省から通達一本で済む

ような事柄ではないかということもお聞きしておりまして、ここの俎上に上げるようなことではないのかもしれませんが、今後はそういう教育とか福祉とか、持続をしていく事業型NPOが増えていこうという観点で、今後の議論として一言申し上げました。

○仙谷官房長官 今の消費税の話はどの段階で掛かるんですか。支出の方ですか、収入の方にかかっているんですか。

○白井委員 収入の方にかかっています。

○仙谷官房長官 助成金をもらうときにですか。

○白井委員 そうです。市から不登校の委託費をいただいているんですが、それにもかかっております。

○仙谷官房長官 その分、手取りが少なくなっているわけでしょう。

○白井委員 そうです。

○仙谷官房長官 というか、いわば預かり金が発生することになるということですね。

○白井委員 預かり金と言うんですかね。市からの委託費、高校生の授業料にもすべて消費税がかかってきている現状でございます。

○金子座長 ありがとうございます。今のは先ほどのパブリック・サポート・テストの3,000円100人というもので認定を取りやすくするという。仮認定がもし動けばとりあえず最初の2年か3年かなどはこれから決めるのですけれども、それが認定NPOと同じような控除があるということとです。③でもって地域主導と書きましたが、地方自治体がこのNPOだと住民税を控除するということを決めれば、それが国の所得税の方にも波及するという、これもかなり画期的だと思います。

最後の⑤その他で、これは今の話とちょっと違いますけれども、収益事業以外に支出した場合に所得の50%または200万円までを損金算入できるようにするというのも使っていただくと、事業型NPOについては多少楽になるかなということで、これは円卓会議の議論を引き続きやっています。北城委員、どうぞ。

○北城委員 今の件なんですけれども、2番目のパブリック・サポート・テストなのですが、3,000円以上の給付者が100人以上いるということと、基準値を5分の1とすることと、これは一緒なんですか。100人以上いて、なおかつ5分の1と言っているのか。

○金子座長 ORです。

○北城委員 文章がちょっとよくわかりません。

○金子座長 済みません、じゃあちょっと変えます。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 直接、認定NPOに関わる寄附税制の見直しには関係ないと思いますが、今後の議論を進めるに当たっての意見です。先ほども議論がありましたようにPSTの問題についてです。意見書にも書いたんですが、税制だけではなくて活動内容についても考慮してはどうかと思います。活動の内容が認定NPOに比して見劣りのないNPOもあり、活動内容の公益性みいたいところも、認定に当たっての基準の1つに今後の議論を通して加えていただければと思います。

今日のペーパーの税制と予算については基本的にはこれでよろしいかと思えます。

以上です。

○金子座長 これがすごくいいと全然言っていませんけれども、③の地方団体がそれをきちんと評価することが一番やりやすいと思えますが、それで突破口は少しあるのかなというわけではないかと思えます。藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 基本的な方向性はすべてこれで賛成をさせていただきたいと思えます。細かいことは多分早瀬さんたちから提出されるだろうと思っていましたので、私はあえて記しておりませんので、予算のところでは後ほどお話をさせていただきたいと思えますけれども、1つ気になっていることは税制のところ、NPO法人が認定NPO法人へというところのハードルが高いということで、今回かなり改善をさせていただいていると思えます。

ただ、前段としては非営利法人制度が主務官庁ごとに分岐していることがあって、できるだけ公平で透明な税の制度ということが、前段にあるのではないかと理解をしておりますので、それがあった方が何となくNPO法人の問題に特化しているようなふうにも、誤解を招かないかなと思っています。ただ①ではありますけれども、例えば今は一般社団、財団もかなり増えてきていまして、その後皆さん公益申請をされていくと思えますので、いろんな担い手に対しての安心を意識した方がいいのではないかなと思っています。

○金子座長 ありがとうございます。向田委員、どうぞ。

○向田委員 寄附税制に関してまず1点は、とにかく実施しろということです。紙には幾らでも書けるけれども、やるのかやらないのかということで、何年度からやるのかという御議論もあると思えますが、とにかく実行を先延ばしにしないでやってほしいということがまず1つです。

資料12の要望というか意見の中で入れさせていただいて、予算の方にも入っているんですけども、今回余り議論にはならなかったようなんですが、社会投資減税ということも是非今後議論していただきたいし、できればそのための調査もしていただきたい。

○仙谷官房長官 社会投資減税ですか。

○向田委員 そうです。イギリスでは地域投資優遇税制等があるようですので、その出資に対して投資額の5%を5年間だけに限って減税するという、勿論どこがその対象になるのかという認定をしなければならぬとは思いますが、そういったことも1つ視点に入れていただけたらなと思ひまして、提出をさせていただきました。

○仙谷官房長官 この社会投資減税というのは法人もですか。

○向田委員 そうです。

○仙谷官房長官 法人も税額控除できる。

○向田委員 はい。

○金子座長 この推進会議では今のようないくつかの意見もどんどん出していただけたらと思ひますが、今回に限っては今、進行中のものに少しインパクトを与えたいということで、その周りのものにしようかなと私自身は考えています。もともと法人がたくさんあ

り過ぎるので何とかしろという意見もあると思います。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 座長の提出していただいた提案の内容に、基本的に賛成をしたいと思います。早瀬委員を始めとするお三方の意見についても、基本的に賛同したいという立場でありますことを、まず申し上げたいと思います。

その上で前回に引き続き、私も今回大部の資料を出させていただいて、相変わらず同じことを言うのかという話になるわけでありまして、そのことについては重ねて、今回の座長提案の中にも願わくば協同組合という言葉があれば嬉しかったかなと思っております。ただし単に協同組合と言っているだけでは仕方がないのかなというところも若干反省しております。今回の大部の資料におきましては社会的経済につながるような、例えばイタリアの事例ですとか、そういった方面の調査の必要について提案をさせていただきました。「新しい公共」を担うにふさわしいような協同組合の潮流も世界各地にあり、日本の中においてもそういうものがたくさん芽吹いておるとい実情に対しまして、もうちょっと目配りをさせていただけると本当に嬉しいということを重ねて強調させていただいて、発言を終えたいと思います。

○金子座長 そういう人が過半数になれば（笑）。兼間委員、どうぞ。

○兼間委員 今、向田さんがおっしゃったように、幾らでも書くことはできる。とにかくやれということでしたけれども、同感です。

今般の、P S T基準の見直しや仮認定制度の導入など、この新しい推進会議で議論された事柄が成就されれば、非営利活動を担う人にとって、どれほどの福音かはかりしれません。ゆるぎない確かな方策、方向性を、速やかに強く提言したいと感じます。

N P Oを担う人々が、勇気と希望の中で輝いて業務がこなせるようにならなければいけません、彼らは労を惜しみません。

改革は、社会全体のシステムを優れて高度化し、計り知れない恵みをもたらすに違いありません。繰り返しになりますが、提案書の可決、通ることを願うばかりです。

さて、ただ今、活動内容についても問うべきだという御意見があったと思います。税制と外れて突拍子もない発言で、時間もとられて恐縮ですが、N P O法人京田辺シュタイナー学校についてご紹介させていただきたい。

10年前に、市民の力で、生徒数250名規模の小・中・高12年一貫の学校を立ち上げ、運営しています。シュタイナー教育内容と特色については、資料をご覧ください。持続可能な発展のための教育、いわゆるE S Dのモデル学校として、ユネスコスクール、世界レベルをクリアして認定された学校です。ところが、わが国の学校設置要件や基準にあわないうために学校法人認可されていません。

株式会社立の学校はできているようですが、N P O立は未だにゼロです。その中で、この京田辺シュタイナー学校は注目すべき一例で、京都地域創造基金の「事業指定助成プログラム」にも選ばれるなど、金子座長も著書で言及しておられたと思いますが、今後の教育を考える上で、極めて有効なモデルだと私は評価しております。

優遇税制措置は、まことに重要でリアルな事項ですが、加えて、教育分野に限らず国の基準をコンクリートで硬く枠固めし制限するのではなく「市民の」自発的活動を「市民によって」評価するシステムを構築するなど「支え合いと活力のある社会」を多様な担い手によって、再編成することが不可欠ですし、構築可能と考えます。ちょっと長くなりました。済みません。

○金子座長 寺脇委員、お願いします。

○寺脇委員 皆さんと同じで、税制についてはとにかく早く、広くということだと思っただけですが、ここで議論しているとみんな賛成なんですけど、世の中に出ていくと冷たい風にさらされる。実は国民による事業仕分けという観点、これはこの間言っていたいて、若者たちから随分反響があって、そういうふうにいる人以外の国民みんなに届くような提案をしていかないと、それこそ先ほど白井さんが言ったようなことだって、税金を逃れようとしているのかみたいなとり方をする人もいます。そうではなくてみんなのものなんだという意味では、国民による事業仕分けということも、この提案書を出した後でこの会議でもいろんなところで、地方でやってみたり、発信をすることがあると思います。

予算について出ませんでしたから言わせていただくと、政府が予算を出すのは結構ですし、「新しい公共」関連は霞が関でどう考えてやっているかも大体目に見えますけれども、大体は見当はずれなんです。でも見当はずれでもないよりましだと思いますからいいやと思っているので、だからいいんです。出るのはいいんだけど、あとは運用の面で見当はずれでやっていると変てこな運用になりますから、運用面をチェックしていく仕組みについてNPOのチェックも結構ですが、霞が関のチェックもしなければいけないと思うので、そこについても今後の課題としてそういうこともあるということぐらいは、釘をさしておいた方がいいのではないかな。

もう一つ言えば、地方に判定権を任すという話も大賛成ですけども、地方のお役所も同じようなマインド、つまり「新しい公共」って何、よくわからない人たちがやっている面についてどうするのかということ、考えておかなければいけないと思います。

○金子座長 そのとおりだと思います。

では、中竹さん、お願いします。

○中竹委員 多少大きな話にもなるかもしれませんが、基本的に座長に出していただいた案に賛成しております。ここの1番に書いてある「国民一人ひとりが主役」とか、4番の「在り方を大胆に見直す」というところですが、本当にこれを明記して特化するならば、この場では極論してお話しさせていただきますけれども、やはり議論の前提としては極端に考えた場合に、「では本当に一人ひとりに主役になってもらうためのプロモーションはどのようなのか？」実は、全然今はなっていないわけですね。全然大胆に変わろうとしない中で、そこに特化したプロモーションができて、そこに特化した予算ができて税制ができるべきではないか。それを国がやるか、それを担う既存のNPOがプロモーション、要するに一人ひとりが活躍できる、主役になるようなプロモーションに本当の予算化が必要ではない

かと思えます。例えばその人たちが一人ひとり会うための時間を確保したら多分人件費がない、場所も払わないといけない。そういったことに必ず税制します、予算を付けますというようなプロモーションのことを税制化、予算化に入ると1ついいのではないかなと思っと思っています。

もう一点は、私も早瀬さんの意見などには非常に賛成なんですけれども、要するに一人ひとりが主役になって国民が事業仕分けをしていくとなった場合に、仕組みができて地方の人が「新しい公共」の意味がわからない。そうすると、必ず教育が必要で、育成が必要だと。そうした場合に、多分育成のプロジェクトがあり、プロモーションがあり、そこに予算化、税制が入ってくるんです。

人の育成を考えたときにすごい大事なものは、人間一人ひとりが成長するのは勿論、スポーツでもそうなんです、必ず波があるわけです。これを1点で、例えば1か月後、1年後だけで成果が出たからといって将来的に30年後成長するかといったらわからなくて、スポーツの世界、我々、コーチを指導する立場としてはいい戦略を落とし込んで、すぐ成功するのは逆にあやしいと思うんです。こんなものが通用するはずない、と。もっといろんなことに失敗してもらって最終的にうまくいかせるには、政策の中でのストーリーです。ここでは多分うまくいかないだろうと。早瀬さんがおっしゃるように、最初に民が民の評価をしたら、多分失敗するだろう。だからこそ教育にこれだけの予算が付かなければいけないという政策のストーリーです。要するに点を線にしていく。事務局は恐らく失敗するパターンとか、失敗するシナリオも用意しておいて、これぐらい落ち込んだらやめよう。これぐらい落ち込むのはしょうがないんだというようなストーリーを描いて、全部ポジティブなストーリー。ネガティブのストーリーと組み合わせて将来的には持っていく。そのためのプロモーションというか、その枠組みだけではなくて、そういった落とし込むような予算化、税制があればいいと思っいます。

以上です。

○金子座長 多分、国の予算全体について我々がそれを実現するのはなかなか難しいと思うんですけれども、もし「新しい公共」支援の基金のようなものができた場合、我々がそれを別にコントロールするわけではないですけれども、それに対しては今のようことを含めて提言していくことは是非やっていきたいと思っいます。

早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 今おっしゃったことは大変重要なことだと思っんです。私は今の日本の福祉教育とか社会貢献教育の中で寄附教育が十分ないことが大きな問題になると思っんです。どうしてもボランティアが注目されやすい。あるいはNPOが注目されやすいんですが、寄附というのは「自分よりもっとうまくできる人がいる」と信じることなんです。その人に託すことなんです。それはある種、すごく謙虚だけれども、大切な姿勢なんです。自分でやる方がうまくいくんだという人たち、それはそれでいいんだけれども、「自分よりもっとうまくできる人たちがいるはずだ」と、その人たちを信じて託すということの意味も、

ちゃんと評価しないとイケない。寄附というのは金持ちがやるんだということではないんだということもどこかで出せたらいいなと思います。この文章に書くかどうかですけれども、失礼しました。

○金子座長 それについては、一番最後のその他にブランド・ギビングという坪郷さんの御提案は入れておきました。

坪郷さん、どうぞ。

○坪郷委員 今、早瀬さんが言われた点、私も同じなんですけど、日本版「ブランド・ギビング」信託というような議論があります。これも個人の寄附者が非営利団体に直接寄附することはなかなか難しいので、その中間として寄附仲介機能を果たす受託者がいればスムーズにいく場合がありますので、市民公益税制というのは、税額控除などは直接的な方法ですが、信託（間接的な方法）も市民公益税制の検討の対象になると思います。これは次の課題だと思いますけれども、こういう寄附の仲介機能というものが非常に重要だということなので、この点も関連で発言させていただきました。

○金子座長 今のは3ページの⑤の後半に書かれているもので、全体会議の最後の方で議論したものを持ってきております。

寺脇さん、お願いします。

○寺脇委員 先ほどからお話を聞いていて、そうなんです。うまくいかないということも織り込み済みで考えないと、だから教育改革もそうしていればゆとり教育とかそんなことを言われなくて済んだんだと思うんです。そういうふうに大きく考えて、長い目で考えていかなければいけないということ。

実は寄附というのは、所得からすれば日本の子どもが一番たくさん寄附していると思うんです。例えばお小遣いがこれだけということの中で、赤い羽根に入れ、何に入れしているんです。だから、するということはやっているんだけど、したことがどういうふうに社会につながっていくかということをしていかないと、子どものころ、みんな赤い羽根に募金したはずなのに、大人になったら寄附ということに鈍感になっているということについての仕組み。これは学校で教えるのもあるけれども、社会教育として社会の中で自身のNPOが啓発活動に乗り出していかなければいけないと思います。

○金子座長 玄葉さん、お願いします。

○玄葉内閣府特命担当大臣 話が戻ってしまって申し訳ないんですけども、先ほど寺脇さんと中竹さんが言われた基金、地方の役人の教育は、御存じないかもしれませんが、補正予算にも基金は入れたんです。実はもともと当初予算に入れていたもの。つまり、平成23年度予算編成に要求が来ていたもの、もっと正確に言うと要望が来ていたものを前倒しして入れました。

ですから、通るという前提で考えると、使い切り予算の基金です。だから、各都道府県に2億ぐらいいくんです。これは焦眉の急だと思ったので少し申し上げたんですけども、確かにそれを運用するときによくきちっと理解した上で「新しい公共」というものを、こ

れを理解するのは言葉では簡単だけれども、なかなか難しいですから、そこは対応しなければいけないと思います。

○早瀬委員 今日のもで出した資料の5ページにそのことについての提案がありますので、また見ていただければと思います。

○金子座長 では、小澤さん、高橋さん、藤岡さん。済みません。あと10分ちょっとになりましたので、予算の方についても御自由に発言していただければと思います。

○小澤委員 私が所属しています消防団は、特別職の地方公務員という立場ですから、NPOの活動とは多少課題が違ふんですけれども、今まで皆さんの御意見を伺っておりまして、寄附税制の見直しというのは、一人ひとりの国民が実際に自分が活動するだけでなく、その活動内容を理解し支えるというようなさまざまな形で活気ある社会づくりに貢献できるものだと思います。

しかも活動主体も更に責任を持って、充実した活動のできる環境整備にもつながると思いますので、座長の御提案の早期実現を望んでいます。消防団の存続というのも広く地域の方がどれだけ理解して支えてくれるのかということにかかっているんです。先ほど西田委員から社会貢献は社会的な存在としての企業の責務であると大変力強いお言葉をいただきましたけれども、企業と消防団の関わりについては、またの機会に是非お話をさせていただきたいと思います。そういう意味で、まず寄附税制の見直しの実現を私も望んでおります。

○金子座長 高橋さん、お願いします。

○高橋委員 寄附に関わってアメリカとの比較の話等よく出るわけですがけれども、実は件数から言うと、日本の寄附に依拠している人の数というのはそんなに負けていないんです。問題は額なんです。その辺で日米比較を1回精査していただくと今後の対処の仕方も見えてくるのではないかと思います。

もう一つ、先週土、日と地方自治体で働く方々の地方自治研究集会に参加させていただきました。実はその集会で「新しい公共」の分科会というのがありまして、そこに1日付き合ったんですけれども、地方自治体で働く職員の方々は、「新しい公共」についてまだ全体像がつかみ切れていないようです。右のものか左のものかよくわからないという話が結構多くの人たちから出ていました。ここまま議論がどんどん進んでいっても、「新しい公共」のイメージをもう少し具体的に出さないと、なかなか現場段階での議論が深まっていかないということがあるのではないかと思います。

その分科会の中でいろんな報告がありましたけれども、各地域で「新しい公共」の担い手になるような動き、たくさん新しい芽が出始めているなということを実感して帰ってきました。そういった意味で「新しい公共」が今後どういうふうな地域に定着していくのか。いろいろありますけれども、力を入れて国民的な合意に努め、具体的なイメージもしっかり出しながらやっていくことも大事ななということを書いて帰ってきた次第であります。

以上であります。

○金子座長 藤岡さん、お願いします。

○藤岡委員 実は私も自治労の全国大会は初日に登壇をさせていただきまして、各自治体の実態がよくわかりました。職員の方たちは税金を使った公共サービスは安心・安全に提供できるんだけど、それ以外はできないというような発言も実はございました。

私は、予算について申し上げたいと思います。今日は資料も用意させていただきました。基本的なところは座長さんの素案に賛成です。ただ、原則1、2、3とございますけれども、2のところの多様な担い手が参入できるというのが、先ほど加藤さんもおっしゃっていたように、非営利法人だけではなく、生協とか社会的企業とか、広範にとらえるというふうに理解していいのでしょうかということと、もう一つは、特にNPO関係者の方たちは企画立案のところに参画したいということをや非常によく言われます。

そのときに、まず政府であるとか自治体が、行政経営ができるようにしっかりと改革をなされているということ。その各段階にどう関わっていくかということで、特に評価の部分がこのところでは少し表現がされていないような気がしました。ですから、例えば事業仕分けでも効率性の評価はされますけれども、それが本当に有効かどうかということでの提案をして、有効だったら採用していただいて、実施は多様な担い手が担って、更にそれを評価するという、自治体側が変わった前提でこういった仕組みということが必要ではないかと思っています。

ですから、別途資料で用意させていただきましたけれども、契約の在り方であるとか、委託の出し方のところでも非常に自治体では混迷しておりますので、その整理も必要であらうと思っています。

以上です。

○金子座長 ありがとうございます。今の評価の話は実は深化に向けての(1)のところにも入ってしまっているんで、そういうような形で予算の方にも付け加えることは可能でございます。

それでは、北城さん、黒田さんをお願いします。

○北城委員 予算のところの原則3の「透明性を確保する」。透明性の確保は重要なのですが、透明性の確保だけ書くと、企画提案が実際に受け入れられないのではないかとということをお心配します。なかなか予算編成のプロセスの透明化は難しいので、原則3のところは担い手からの提案・要望を実施に生かせるとか、そういう方を書いて、そのために透明性があるという方がいいのではないかと思います。

○金子座長 御意見をいただいたのはそういう意味ですね。

○北城委員 そうしないと、何となく透明性を確保すると書いても実際は何も変わらないのではないかと。

もう一点、先ほどのパブリック・サポート・テストなんですけれども、私の友人も小さい障害者支援の施設をやっているのですが、10人ぐらいの障害者を60人ぐらいの人が応

援しているんです。ですから、100人にしたらもっとやれると思うのですが、そのときに認定のプロセスが余り難しいと、100人寄附してもほかのところで手いっぱい、認定が受けられないのではないかと心配します。認定の仕組みは100人みんなが出してくれたら基本的にそれでいいんだというぐらいまで変えていただいた方がいいのではないかと。みんながそれを応援しているのだからということなんです。その簡略化のところも考えていただきたい。

○金子座長 わかりました。

黒田さん、あと向田さん、お願いします。

○黒田委員 予算の原則2のところ、多様な担い手が参入できる仕組みというところがあるんですが、それぞれの異なる立場の多様な担い手が協働することも重要だと思いますので、そこに協働を推進することも一言入れていただくとありがたいと思います。

○金子座長 では、向田さん、どうぞ。

○向田委員 参考資料1のところ、各府省の主な取組みというのがありまして、そのところにNPOバンクのことも少し載っているわけですが、私たちはいろんなNPOに融資をする。そのときにいろんな審査をして評価をしているわけですが、この中では、NPOバンク等を支える小規模金融制度に関わる見直しではもう貸金業法に係る規制の緩和をしたからもう一件落着という形で、予算のところは棒線になっているわけですが、実はこれは本当に緊急で対症療法的なことにすぎなくて、これからもっとNPOが生まれて元気になる、そこに融資をすることが必要で、今の貸金業法制度の下では、我々自身ももっと元気にならない、というところがあります。その点、是非こういうようなオルタナティブな金融に対する検討をしていただきたい。そのために調査をして、一体どういうものが現状としてあるのか。あるいは諸外国ではどうなんだということも含めて、それを来年度予算等に反映させていただけたらなと考えておりまして、意見を出させていただきました。

○金子座長 では、坪郷さん、お願いします。

○坪郷委員 資料10の後ろの2枚のパワーポイントが予算の関連で一応挙げました。最初、金子さんからも原案にありましたし、北城さんから言われましたけれども、ここは市民、当事者、NPOと書きましたが、「新しい公共」の担い手、協同組合など広くとらえていいと思うんですが、そういう担い手からの政策事業提案が行えるような仕組みになっているか。こういうことは非常に重要だと思います。

更には、府省庁間の調整を行った上で、これは内閣府でも意識をされているという発言が既にありましたけれども、府省縦割りではないということ、是非考えていただきたい。これは各府省庁がそういう発想にならないと我々が幾ら言っても動かないので、そこは自己点検を是非していただきたい。

更に政策重点として、例えばなんですけれども、「社会的排除に対する社会的包摂」のための事業であるというような政策の重点といったものを基準として立てるということは必

要だと思えます。あるいは「非営利、協同性、参加型組織」の事業を重視するとかいろんな言い方があると思うんですが、そういう政策重点というのを指し示すような指針が必要だと思えます。

これは今回の文書にはすぐ入れるわけにはいけないかも知れませんが、来年度以降に向けては、「新しい公共」に関わる予算編成に関する指針といったようなものを明確に出して概算要求をやっていくということが必要ではないか。

将来的な方向としては、地域における基金という話も出ましたけれども、府省の縦割りの予算ということではなくて、自治体への一括交付金化あるいは自主財源化ということを方向性としてはにらみながら、予算編成というものを変えていく必要があるということを発言させていただきます。

○金子座長 ありがとうございます。

では、一言どうぞ。

○玄葉内閣府特命担当大臣 予算ということになると、後で党の方からもお話があればと思いますけれども、昨日から特別枠要望の公開ヒアリングをしているんですけれども、12月始め、11月下旬には中身を事実上評価づけするつもりなので、その前にいただかないと参考にしにくい。党からはいただこうと思っておりますけれども、できればそういうことは少し念頭に置いたことをやっていただければという思いはあります。

○金子座長 松井さん、細野さん、何か党の調査会等の方から何かありましたら。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 私どもも細野事務局長を中心にヒアリングをさせていただいたり、党内で調査会も何度か開催させていただきました。税に関して言うと、今日の議論とも重複しますけれども、その中で何団体かNPO、公益法人あるいは先ほどのブランド・ギビングの関係者の方々などからも意見を聞いた。皆さん情報開示をしっかりして、しかし、従来のような台帳閲覧みたいなことではなくて、これだけネット社会ですから、だれもが見られるということで、インターネットできちんと情報開示のフォーマットを提示する。しかもそれも民間のスキームを活用しながら、いかに簡便にわかりやすく情報開示をするか。今、担い手がさまざまある、認定NPOだけではないという話がありました。さまざまな担い手の今回の税制の対象にするのであれば、ある種、一貫通貫でそういう方々に、例えば学校であれ、社会福祉法人であれ、きちんと情報開示というものを義務づけるということでこの税制の対象にすべきではないかという意見を異口同音に皆様からいただきましたので、そこは政府側ともよく御相談をしていきたいと思えます。

全体の対象法人をどこまで広げて、それはどういう要件を課した上でどう広げるのかというのは、まさに今議論をしているところですが、先ほどから出ている、できるだけ透明性があって、地方には委ねるけれども、またそこでいろんな恣意的な運用がなされるようなことがないように、きちっと透明な基準を明確にして、できるだけ事後にチェックができるような形をしていかなければいけないという点も考えています。

もう一点、特にこれは逢坂政務官、政府側に今後御協議いただかなければいけないです

が、認定NPOの認定の仕組みを今回大きく変えるわけです。そのときにその主体は基本的には都道府県だと思っています。将来的には基礎自治体の方がいいのではないかという議論もあると思いますけれども、基本的に都道府県を主体にさせていただこう。2以上にまたがる場合でも、できるだけ都道府県にやっていただけるようにしたいと思っています。

ただ、政権の基本方針にも関わることですが、地域主権の時代に、では都道府県がどういうふうに認定するのかということについて、これから知事会が窓口になるかもしれません。先ほど自治労という職員団体の方々もまだ認識していないという話もありましたが、実は知事さんたちも「新しい公共」というものをどうとらえたらいいかということはまだまだ認識されていないんです。それは職員の方もリーダーの方々も含めてよく協議をして、納得していただいて、新しい認定の仕組みというものをどうやって透明に実現するのかということがこれからの課題だと思っていますので、そこは知事会の方とも事務方も協議をしていただいて、恐らく逢坂さんが窓口になって、まさに国と地方が新しい制度をつくるときにきちんと協議をして納得づくで新しい制度の運用を開始するということができるだけ急いでやらなければいけない。

だけれども、先ほど黒田さんがおっしゃったように、議論ばかりしていて、何年か先に立派な制度を導入するなどということではなくて、もともと前総理の強い意向でもありましたが、とにかく来年からこの寄附税制はできるだけ可能な範囲で広く実現する。もう実施する。しかし、その中であるべき地方も納得した制度をできるだけ1年ぐらいのタイムラグで多くのものが実現できるようにやるということで、今、調査会としての大きな方向の議論はしておりますので、今日の御議論と大体は符合するのではないかと。あとは政府も一体となって前に進めていくということかなと思っています。

○金子座長 どうぞ。

○細野「新しい公共」調査会事務局長 今、松井さんがおっしゃったことで大体方向性は合っているかなという感じがするんですけれども、1点だけ議論が若干分かれるかなと思うのは、早瀬さんがおっしゃった第三者機関なんですけれども、懸念はわかりましたので、国の方にそういうものをつくることは、我々は提案をしません。

ただ、地方に任せるということに将来的になった場合、地方の役所の皆さんは意識が十分ではないという議論もある中で、そこにある程度NPOの皆さんにも参加していただけるような第三者機関、これも余りよろしくないですか。

○早瀬委員 第三者機関という仕組みは、究極の第三者は官僚なんです。どうしても官僚主導になってくると私は経験的に思います。

○金子座長 その議論は後でお願いします。

逢坂さん、一言、政府側はそれでよろしいですか。

○逢坂総務大臣政務官 私は、先ほど公共団体、自治体は余り認識がないという話がありましたけれども、これについては多分潜在的にはいろんな認識は持っているんだと思うんですが、具体像としてなかなか結べていないのだろうと思っています。

この6月、7月、8月、私も全国何か所か歩いてこの説明やらシンポジウムやらいろいろやってまいりましたが、頑張っただけから行脚をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○金子座長 済みません。高橋さん、次回ということで、佐野さん、手短にお願いします。

○佐野委員 今の地方や第三者機関という認定機関の問題なんですけれども、例えば各地に民間のNPOサポートセンターというのがあるでしょう。それが仮認定したりとか取り消したりとかいろいろ問題が起こったときに、一番身近にいるものとして調査の機能などを担う。そういう事実上の参画が絶対必要。それがあった方がいいと私は考えているんです。

それが第三者機関であれ、例えば地方の行政が認定関連の事務をするときでも形式にする。つまり、実際はNPOサポートセンターだとかそういうNPOの人たちが調査をして調べて、むしろ勧告をするのか、提案するのかわかりませんが、それを自治体が尊重するというような仕組みを運用として考えた方がいいのではないかと。

○金子座長 ありがとうございます。時間が来ました。冒頭に申し上げましたように、この議論を踏まえて、税制と予算に関しては今日の議論を踏まえて私が書き直すということで御承認いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○金子座長 最後のところは北城さんの案のように今回は出さないということでいいと思います。

それでは、今日は総理が御不在でございますので、仙谷官房長官の方から最後に御発言いただきたいと思っておりますので、カメラが入りますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者入室)

○金子座長 それでは、仙谷官房長官、お願いします。

○仙谷官房長官 前回と今回の会議で大変熱心な御議論をいただきまして、感謝をいたします。そして寄附税制の見直しというよりも、市民公益税制を新たにつくるということについて、皆さん方の御意思で、これは何が何でも次年度、23年度税制の中で実施する。この思いを皆さん方と共有したいと思っております。

とりわけ、鳩山前総理が前段階の「新しい公共」円卓会議で、私が横で見えておりましたが、ある意味で清水の舞台から飛び降りるような大変当時としてはどうか、今の段階でも大胆な提案だと思っておりますが、税額控除制度を軸とする市民公益税制の提案をされて、その方向に現時点で収れんをされていく。そのことが、国民が決める社会づくりといえますか、いわば国民の「事業仕分け」だというご指摘は誠にございまして、ここは不退転の決意で政府の1つの基本方針として頑張りたいと思っております。

政府といたしましては、党の取組みと連携しながら、市民公益税制あるいは寄附税制の見直しの早期実現に取り組んでまいりたいと思っております。内閣府、財務省、総務省は、都道府県の御理解もいただきながら、連携して早急に具体化をしていきたいと思いま

す。

委員の皆様方におかれましては、政府の取組みに対する提案をとりまとめていただきまして、「新しい公共」の推進役として大きな役割を今後とも果たしていただくことを心から御期待申し上げます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○金子座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。